

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	証明書自動交付機導入におけるシステム開発について
--------	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 地域文化部戸籍住民課

担当係 住民記録係 担当者 知見 内線（3 1 7 3）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	証明書自動交付機導入におけるシステム開発について						
<b>担当課</b>	戸籍住民課						
<b>目的</b>	証明書を自動交付機で発行することにより、取扱時間の拡大、待ち時間の短縮、窓口の混雑緩和、申請手続きの簡素化など、区民の利便性の向上を図る。						
<b>対象者</b>	住民票の写しは住民登録者 印鑑登録証明書は印鑑登録者（外国人登録者も含む）						
<b>事業内容</b>	<p>証明書自動交付機を本庁舎、第一分庁舎、地域センター10箇所各1台ずつ設置し、休日・夜間等の閉庁時間においても住民票の写し及び印鑑登録証明書を発行する。自動交付機で利用できるカードは、住民基本台帳カード、印鑑登録証・区民カード又は区民カードのいずれかで、戸籍住民課及び各特別出張所に設置する利用者管理端末により、カードに利用登録をする。また、利用者管理端末は運用管理端末としても使用でき、証明書自動交付機の運用状況を確認する。</p> <p>証明書自動交付機の稼働日・時間は次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>本庁舎</td> <td>平日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>第一分庁舎</td> <td>平日・休日 8:30～21:00</td> </tr> <tr> <td>地域センター</td> <td>平日・休日 8:30～21:00</td> </tr> </table> <p>稼働開始は平成21年6月である。ただし、仮称戸塚地域センターは平成22年2月である。</p> <p>詳細は別添付資料のとおり</p>	本庁舎	平日 8:30～17:00	第一分庁舎	平日・休日 8:30～21:00	地域センター	平日・休日 8:30～21:00
本庁舎	平日 8:30～17:00						
第一分庁舎	平日・休日 8:30～21:00						
地域センター	平日・休日 8:30～21:00						

## 件名 証明書自動交付機導入におけるシステム開発について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳、印鑑登録
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 住民登録をしている者 印鑑登録をしている者</li> <li>2 記録項目 別紙のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ ホスト連携サーバ</li> <li>4 その他 自動交付機に防犯用カメラ内蔵</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	専用カードにより住民票の写し及び印鑑登録証明書を発行する証明書自動交付機を導入するため
新規開発・追加・変更の内容	ホストコンピュータのデータを記録した連携サーバから、住民票の写し及び印鑑登録証明書を証明書自動交付機により発行する。証明書自動交付機は、本庁舎、第一分庁舎、地域センター10箇所各1台ずつ設置し、業務時間外にも利用できるようにする。また、証明書自動交付機で利用するカードを作成する利用者管理端末を戸籍住民課及び各特別出張所に設置する。この利用者管理端末は運用管理端末としても使用する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	委託業者に個人情報保護を遵守させると共に、テストではダミーデータを使用する。また、最終確認で区民の情報が必要な場合は、職員が立ち会う。
新規開発・追加・変更の時期	平成20年7月契約締結後

## 別紙

### 住民登録

住民番号・世帯番号・カナ氏名・区内住所（町丁コード・番地・号・枝）・漢字氏名・生年月日・性別・続柄・区民日・漢字住所・世帯主氏名・本籍地・筆頭者氏名  
前住所欄（異動日・異動事由・異動届日・住所区分・住所コード・前住所）  
転出先欄（異動日・異動事由・異動届日・住所区分・住所コード・転出先住所）  
暗証番号・整理番号  
カード発行記録（申請年月日・発行年月日・廃止年月日・端末 I D）  
証明書発行記録（発行年月日・取消年月日・発行枚数・発行区分・自動交付機 I D）

### 印鑑登録

漢字氏名・生年月日・住所・印鑑登録番号・取得年月日・喪失年月日・廃止停止受付日・証明廃止受付年月日・年号区分・方書区分・通称名出力区分・印影  
暗証番号・整理番号  
カード発行記録（申請年月日・発行年月日・廃止年月日・端末 I D）  
証明書発行記録（発行年月日・取消年月日・発行枚数・発行区分・自動交付機 I D）

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

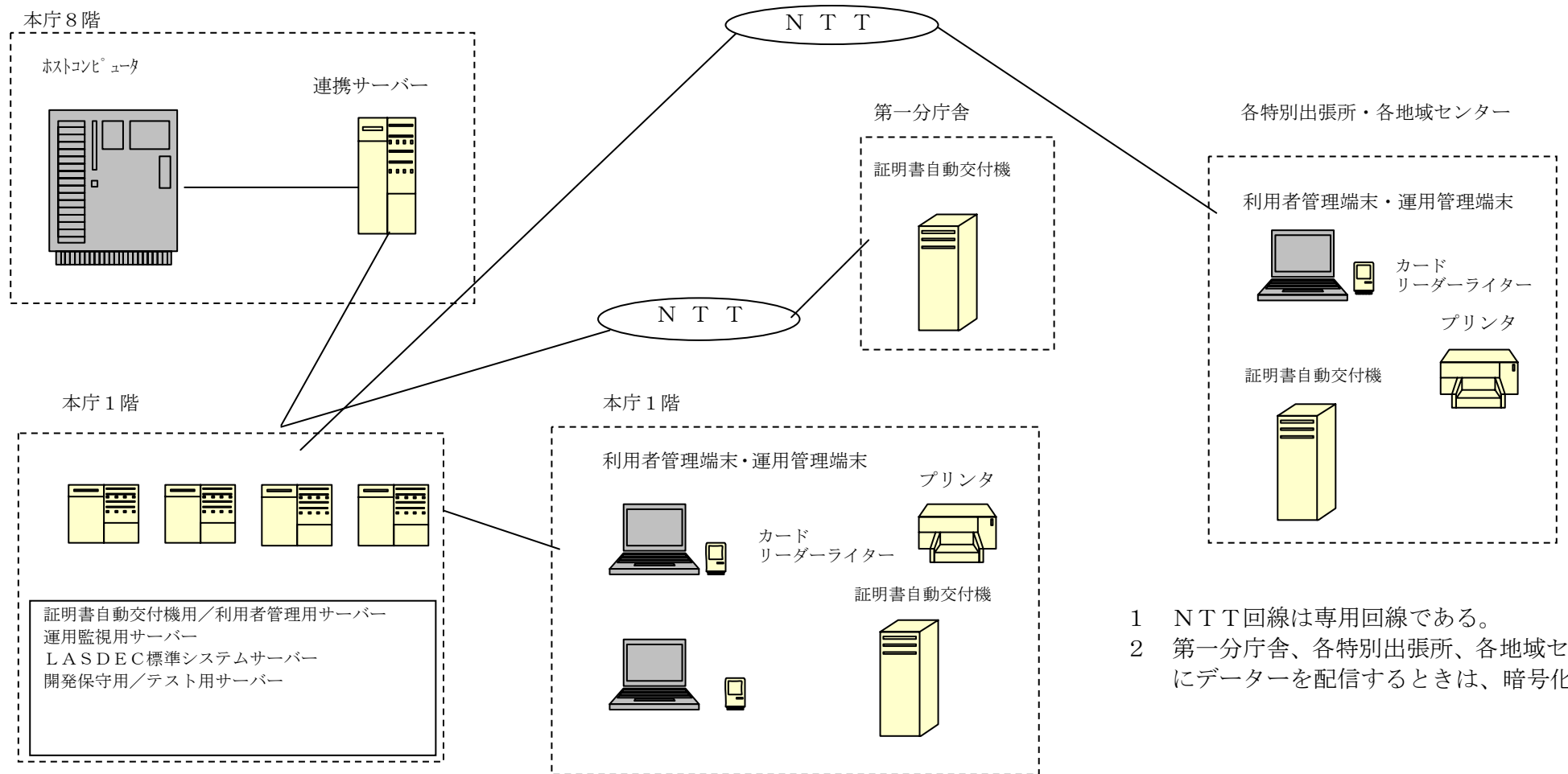
- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする

# 付 属 資 料

## 1 機器構成図

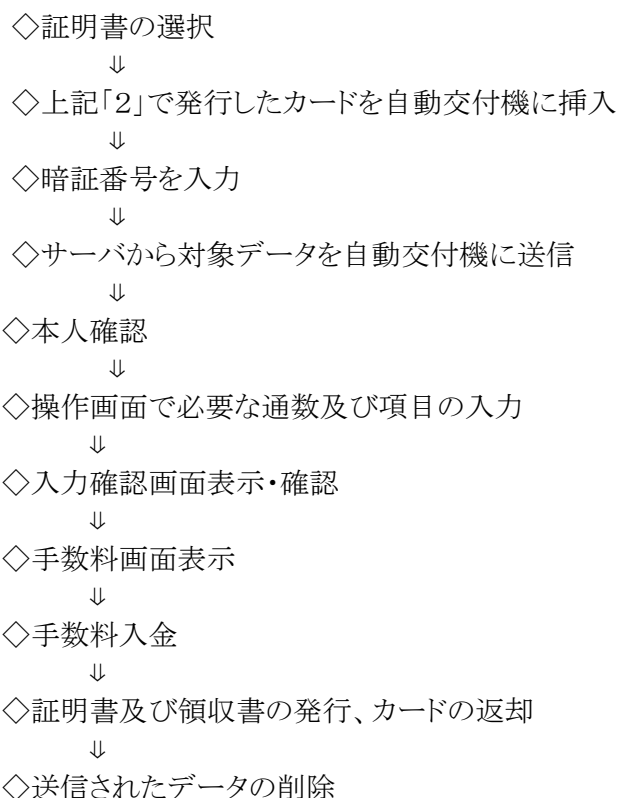


- 1 NTT回線は専用回線である。
- 2 第一分庁舎、各特別出張所、各地域センターにデータを配信するときは、暗号化する。

## 2 証明書自動交付機で利用するカードの発行

- (1) 利用できるカードは1人1枚とする。
- (2) 利用できるカードは、区民カード(住民票のみ)、印鑑登録証・区民カード(印鑑登録証明書及び住民票の写し)、住民基本台帳カード(印鑑登録証明書及び住民票の写し)の3種類である。
- (3) カードは、利用者が戸籍住民課又は各特別出張所において暗証番号を入力し、利用登録することにより、証明書自動交付機の利用が可能となる。  
ただし、カードには暗証番号の記録をしない方法で処理をする。

## 3 自動交付機での証明書発行の流れ



## 4 セキュリティ対策

- (1) カード                   カードには住所、氏名、暗証番号等の個人情報記録しない。
- (2) 自動交付機            { パーティションを設置し個人情報が見られないようにする。  
                              { 画面を覗いても見えにくい装置を装備する。  
                              { 防犯カメラを内蔵する。

証明書自動交付機 他団体での導入状況

練馬区（本庁舎）



台東区（本庁舎）



東久留米市（東久留米駅北口）

